

金融・証券税制の見直し案（概要）

見直し措置Ⅰ

- ・ 上場株式等の配当
 - ・ 公募株式投資信託の収益分配金
 - ・ 上場株式等の譲渡益
- ⇒ 20%源泉徴収で納税が完了する仕組み（申告不要）を導入

（考え方）

- ・ 将来の「利子・配当・株式譲渡益の課税の一体化」に向けた措置
- ・ 投資家利便向上のため、源泉徴収のみで納税を完了できる仕組みの導入（申告不要）

措置内容（概要）

【配当】

- － 20%（国税 15%、地方税 5%）の源泉徴収による申告不要制度の導入
- － 配当割（5%）の創設（地方税）

【公募株式投資信託】

- － 償還（解約）損と株式譲渡益との通算

【株式譲渡益】

- － 特定口座の改善・簡素化（実額源泉分離課税の実現）
- － 株式譲渡益割の創設（地方税）

見直し措置Ⅱ

ただし、当面の優遇措置として
今後5年間は10%の優遇税率を適用

（考え方）

- ・ 「貯蓄から投資へ」の対応を一層明確化
- ・ 分かり易く簡素な優遇措置の導入

措置内容（概要）

【配当】

H15.4～H20.3

【公募株式投資信託】

H16.1～H20.3

【株式譲渡益】

H15.1～H19.12

⇒ 税率10%（国税 7%、地方税 3%）